

## 教育公務員特例法 新旧対照表（抜粋）

新	旧
<p>(研修の機会) 第二十二條 (略) 2 (略) 3 教育公務員は、任命権者(第二十条第一項第一号に掲げる者については、同号に定める市町村の教育委員会。以下この章において同じ。)の定めるところにより、現職のままで、長期にわたる研修を受けることができる。</p>	<p>研修の機会) 第二十二條 (略) 2 (略) 3 教育公務員は、任命権者の定めるところにより、現職のままで、長期にわたる研修を受けることができる。</p>
<p>(校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針) 第二十二條の二 文部科学大臣は、公立の小学校等の校長及び教員の計画的かつ効果的な資質の向上を図るため、次条第一項に規定する指標の策定に関する指針(以下この条及び次条第一項において「指針」という。)を定めなければならない。 2・3 (略)</p>	<p>(校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針) 第二十二條の二 文部科学大臣は、公立の小学校等の校長及び教員の計画的かつ効果的な資質の向上を図るため、次条第一項に規定する指標の策定に関する指針(以下「指針」という。)を定めなければならない。 2・3 (略) 2・3 (略)</p>
<p>(校長及び教員としての資質の向上に関する指標) 第二十二條の三 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該校長及び教員の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき校長及び教員としての資質に関する指標(以下この章において「指標」という。)を定めるものとする。 2 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標を定め、又はこれを変更しようとするときは、第二十二條の七第一項に規定する協議会において協議するものとする。定する協議会において協議するものとする。 3・4 (略)</p>	<p>(校長及び教員としての資質の向上に関する指標) 第二十二條の三 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該校長及び教員の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき校長及び教員としての資質に関する指標(以下「指標」という。)を定めるものとする。 2 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標を定め、又はこれを変更しようとするときは、<u>あらかじめ第二十二條の五第一項に規定する協議会において協議するものとする。</u> 3・4 (略) 3・4 (略)</p>
<p>(教員研修計画) 第二十二條の四 公立の小学校等の校長及び教員の研修実施者は、指標を踏まえ、当該校長及び教員の研修について、毎年度、体系的かつ効果的に実施するための計画(以下この条及び第二十二條の六第二項において「教員研修計画」という。)を定めるものとする。 2 教員研修計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。 一 研修実施者が実施する第二十三条第一項に規定する初任者研修、第二十四条第一項に規定する中堅教諭等資質向上研修その他の研修(以下この項及び次条第二項第一号において「研修実施者実施研修」という。)に関する基本的な方針的な方針 二 研修実施者実施研修の体系に関する事項 三 研修実施者実施研修の時期、方法及び施設に関する事項 四 研修実施者が指導助言者として行う第二十二條の六第二項に規定する資質の向上に関する指導助言等の方法に関して必要な事項(研修実施者が都道府県の教育委員会である場合においては、<u>県費負担教職員について第二十条第二項第三号に定める市町村の教育委員会が指導助言者として行う第二十二條の六第二項に規定する資質の向上に関する指導助言等に関する基本的な事項を含む。</u>) 五 前号に掲げるもののほか、研修を奨励するための方途に関する事四研修を奨励するための方途に関する事項 六 (略) 3 公立の小学校等の校長及び教員の研修実施者は、教員研修計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。</p>	<p>(教員研修計画) 第二十二條の四 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標を踏まえ、当該校長及び教員の研修について、毎年度、体系的かつ効果的に実施するための計画(以下この条において「教員研修計画」という。)を定めるものとする。 2 教員研修計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。 一 任命権者が実施する第二十三条第一項に規定する初任者研修、第二十四条第一項に規定する中堅教諭等資質向上研修その他の研修(以下この項において「<u>任命権者実施研修</u>」という。)に関する基本的な方針的な方針 二 <u>研修実施者実施研修の体系に関する事項</u>二任命権者実施研修の体系に関する事項 三 <u>研修実施者実施研修の時期、方法及び施設に関する事項</u>三任命権者実施研修の時期、方法及び施設に関する事項 (新設) 四 研修を奨励するための方途に関する事項 五 (略) 3 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、教員研修計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。</p>

新	旧
<p>(研修等に関する記録)</p> <p><u>第二十二條の五 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、文部科学省令で定めるところにより、当該校長及び教員ごとに、研修の受講その他の当該校長及び教員の資質の向上のための取組の状況に関する記録（以下この条及び次条第二項において「研修等に関する記録」という。）を作成しなければならない。</u></p> <p>2 研修等に関する記録には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一 当該校長及び教員が受講した研修実施者実施研修に関する事項</p> <p>二 第二十六條第一項に規定する大学院修学休業により当該教員が履修した同項に規定する大学院の課程等に関する事項</p> <p>三 認定講習等（教育職員免許法（昭和二十四年法律第四十七号）別表第三備考第六号の文部科学大臣の認定する講習又は通信教育をいう。次条第一項及び第三項において同じ。）のうち当該任命権者が開設したものであつて、当該校長及び教員が単位を修得したものに関する事項</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、当該校長及び教員が行つた資質の向上のための取組のうち当該任命権者が必要と認めるものに関する事項</p> <p>3 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者が都道府県の教育委員会である場合においては、当該都道府県の教育委員会は、指導助言者（第二十条第二項第二号及び第三号に定める者に限る。）に対し、当該校長及び教員の研修等に関する記録に係る情報を提供するものとする。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(資質の向上に関する指導助言等)</p> <p><u>第二十二條の六 公立の小学校等の校長及び教員の指導助言者は、当該校長及び教員がその職責、経験及び適性に応じた資質の向上のための取組を行うことを促進するため、当該校長及び教員からの相談に応じ、研修、認定講習等その他の資質の向上のための機会に関する情報を提供し、又は資質の向上に関する指導及び助言を行うものとする。</u></p> <p>2 公立の小学校等の校長及び教員の指導助言者は、前項の規定による相談への対応、情報の提供並びに指導及び助言（次項において「資質の向上に関する指導助言等」という。）を行うに当たっては、当該校長及び教員に係る指標及び教員研修計画を踏まえるとともに、当該校長及び教員の研修等に関する記録に係る情報を活用するものとする。</p> <p>3 指導助言者は、資質の向上に関する指導助言等を行うため必要があると認めるときは、独立行政法人教職員支援機構、認定講習等を開設する大学その他の関係者に対し、これらの者が行う研修、認定講習等その他の資質の向上のための機会に関する情報の提供その他の必要な協力を求めることができる。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(協議会)</p> <p><u>第二十二條の七 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標の策定に関する協議並びに当該指標に基づく当該校長及び教員の資質の向上に関して必要な事項についての協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織するものとする。</u></p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(協議会)</p> <p><u>第二十二條の五 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標の策定に関する協議並びに当該指標に基づく当該校長及び教員の資質の向上に関して必要な事項についての協議を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織するものとする。</u></p> <p>2～4 (略)</p>